

## 野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会開催要領

平成 26 年 6 月 30 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部

## 1. 趣旨

野生鳥獣を食用に供するために解体する場合は、食品衛生法に基づく食肉処理業の許可が必要となり、許可施設における衛生管理については、野生鳥獣の利活用が盛んな一部の自治体がガイドラインを作成している。

また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する参議院環境委員会附帯決議において、「捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、国において最新の知見に基づくガイドラインを作成するとともに、各都道府県におけるマニュアル等の作成を支援するなど衛生管理の徹底等による安全性の確保に努めること」とされた。

このため、野生鳥獣の食利用に係る流通実態等に関して幅広く把握するとともに、それを踏まえて事業者による衛生管理の参考となるガイドラインの作成など衛生管理の徹底等による安全性確保のための取組について検討するため、本検討会を開催するものである。

## 2. 検討事項

- (1) 野生鳥獣の食利用に係る流通実態等を把握する。
- (2) 「野生鳥獣由来食肉の安全性確保に関する研究」(平成 23～25 年度)の成果を踏まえ、事業者による衛生管理の参考となるガイドラインの作成など必要な衛生管理の方策について検討する。
- (3) その他必要な事項について助言を行う。

## 3. 検討会の運営

- (1) 検討会は食品安全部長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。また、農林水産省及び環境省の職員にオブザーバーとして出席を求める。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (3) 検討会には、必要に応じ、学識経験者等の専門家の出席をその都度、求めることができる。
- (4) 座長が不在のときは、あらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- (5) 検討会の庶務は、監視安全課において行う。
- (6) 検討会は、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開とする。

( 別 紙 )

## 1. 構成員名簿

氏名	職名
朝倉 宏	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第一室長
梶木 富美恵	全国食肉衛生検査所協議会行政問題検討委員会委員長
河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
小谷 浩治	日本ジビエ振興協議会事務局長
坂下 智恵子	北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課有効活用担当課長
佐々木 洋平	一般社団法人大日本猟友会会長
品川 邦汎	岩手大学農学部名誉教授
杉山 広	国立感染症研究所寄生動物部第二室長
野田 衛	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第四室室長
水田 勲	千葉県健康福祉部衛生指導課長

オブザーバー：農林水産省 生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策室  
食料産業局食品小売サービス課外食産業室  
環境省 自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室